

平成23年度 第1回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第1回委員会では平成19～21年度再評価事業のフォローアップ報告を受けた。

1 日 時 平成23年7月15日（金） 午後1時30分～4時05分

2 場 所 京都ガーデンパレス 2階「鞍馬」

3 出席者

(1) 委員

小林委員長、奥谷委員、川浦委員、佐伯委員、徳久委員、十倉委員

(2) 市職員

建設局長、土木技術担当局長、建設企画部長、建設企画部担当部長、水と緑環境部長、都市整備部担当部長、都市計画局住宅室担当部長、ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑応答は、以下のとおりです。

・道路事業「5 一般国道162号（川東拡幅）」

委 員： 平成23年度の用地買収が完了すれば、用地買収は全て完了するという
ことであるが、現在は用地を取得するための交渉を行っているということか。

京都市： そうである。

委 員： 時間が掛かっているが、地権者が多いということか。

京都市： 事業延長が2150mと長いため、第1工区と第2工区に分けている。第
1工区については、平成20年3月に供用を開始したが、第2工区も含めて
本事業としているため、事業が少し長引いている状況である。

用地買収については、地権者の反対も無く、好意的に進めている状況であ
る。

委 員： 完成予定年度が平成29年度と記載されているが、その見通しはどうか。

京都市： 用地買収が順調に進み、トンネル工事に着工すれば、余程のことが無い限
り、平成29年度の完成に向け進捗すると認識している。

委 員： 平成21年度再評価時の進捗率が46.0%であるのに対し、平成22年
度末の進捗率が44.3%となっているが、数字が減っているのはなぜか。

京都市： 平成21年度再評価時の進捗率は、予算ベースでの全体事業費に対する割
合を算出している。フォローアップ調書の平成22年度末の進捗率は、決算
ベースでの全体事業費に対する割合を算出しているため、数字が少し減少し
ている。

委 員： なぜそのような進捗率の算出方法を採用するのか。

京都市： 再評価は平成21年度の途中で行っており、平成21年度の当初予算が全
て執行できたという仮定で、進捗率を算出しているが、決算では平成21年
度予算の一部を繰り越したりしているため、進捗率が下がってしまっている。
進捗率の表記方法については、次年度に向けて検討していく。

委 員： 平成21年度の予算が一部執行できなかったということか。

京都市： そうである。再評価時の進捗率は、その年度の予算が全て執行できるとい
う見込みの数字であるため、予算の一部を執行できずに繰り越したりすると、
進捗率が下がってしまう場合が出てくる。

・街路事業「2 中山石見線」

委 員： 墓地の用地買収が進まないのはなぜか。

京都市： 土地は三つの寺院の共有名義であるが、水道等の地上物件が集落の共有物

となっており、まずは補償交渉の相手を決める必要がある。寺院と檀家でこの調整を進めている状況である。

委員： 寺院と檀家の話し合いが進んでいないということか。

京都市： 補償交渉の相手が決定する方向で話し合いが進んでいると聞いている。

委員： 交通が早く便利になることが重要だと思っている。墓地の用地買収に時間を要しているのは、交渉相手が決まっていなかったためか。

京都市： そうである。補償の契約書に判子を押してもらい相手が決まっていなかった。

委員： 墓地が道路にかかわることについて反対をされているわけではないのか。

京都市： 今後、反対意見が出るかも知れないが、そこまでの交渉に入れていない。

・街路事業「3 御陵六地藏線（第三工区）」

委員： 第二工区の優先整備に関しては、国の補助重点化方針に基づいて行っているということであるが、第三工区はどのような経緯で行われているのか。

京都市： 国の方針で地方財政が非常に厳しくなった平成8年度に、国から事業を絞るよう指示があったので、事業化していた第二工区と第三工区のうち、第二工区に集中投資を行うことになった。第二工区が完了した段階で、第三工区に移行し、現在は第三工区を主体的に行っている状況である。

委員： 国庫補助負担金を投入している事業か。

京都市： そうである。

委員： 国の重点事業であったということだが、道路事業費が年々下がってきている中で、用地買収が進まず、本事業の完成年度が延びていった場合でも、財政的に予算を担保できるのか。

京都市： 非常に厳しい財政状況の中、できるだけ完成予定年度に近づけるよう努力はしているが、今の状況から考えれば、非常にハードルは高い。

委員： 完成予定年度が平成24年度となっているが、現在のところ用地買収率が54.4%となっている。用地買収の困難な場所も残されていると思うが、完成予定年度の見込みはどうか。

京都市： 今年、来年と用地買収を進めていき、その状況を見定めた中で、事業認可の年度を延ばす等の手続きを行っていかうと考えている。

委員： それができなかった場合、国はそこで見切ってしまうということもあり得るのか。あとは市の単独でやるかどうかという判断を迫られるのか。

京都市： 事業認可自体は、京都府の認可事項となっているが、京都府との協議の中でも事業期間の延伸については厳しく見られており、用地買収や事業完了年度についてある程度見込みが無いと、延ばしてもらえない。平成24年度に向けて、京都府との協議は進めて行くが、事業認可は国の補助とは別の観点で見られるということになっている。

委員： 財源はどうか。

京都市： 他の路線等の関係もあり、現時点で今後の財源確保の見込みについて、はっきり言えないのが現状である。

・都市公園事業「8 宝が池公園（広域）」

委員： 現在は、球技場及びテニスコートの南側にある芝生広場と中央広場を整備しているのか。

京都市： そうである。スポーツ広場全体は南端が飛び出した台形のようなエリアになっている。球技場、テニスコート、多目的広場は完成しており、後は芝生広場と中央広場の部分を整備していくということである。

委員： 整備区域では、どのような整備を行うのか。構想はできているのか。

京都市： 現時点で固まっていない。検討中である。

委員： 市民の関心は高いと思うが、要望は出ていないのか。

京都市： 色々と要望は出ているが、大文字の「妙」の字の関係で、高さ制限を考慮に入れた施設の整備になると考えている。

委員： 建物になるのか。

京都市： 建物とは限らないが、高さ制限を考慮に入れた施設になると思っている。スタンド等を設けるにしても、高さが制限される。

委員： 現在、この場所は芝生になっているのか。

京都市： 事業に着手する前の状態である。

委員： この場所が完了すると、事業全体の何%が完了するのか。

京都市： 正確な数字は分からないが、70%を超えたぐらいまで上がると認識している。用地の買戻しを入れると60.7%になり、整備費も入ってくるので、それよりもう少し上がると思っている。

委員： 建設局で宝が池公園の計画を立て、それぞれのエリアごとにコンセプトを持って開発を進めてきたと思うが、計画を立ててから随分時間が経過しているため、どのような方向性で宝が池公園を発展させていくのが、見えにくくなっているのではないかな。

漠然と整備区域が挙げられるよりも、どのような形で開発をしていくのかをアピールした方が支持を得られると思う。

京都市： 昭和17年には宝池や狐坂を中心とした計画であったが、順々に計画区域を広げていくにつれて、当然そのようなことは考えていたと思う。現在、事業は約6割進捗しており、樹林地部分の整備は極力控えたいことを考えると、南面のスポーツ広場以外で整備できる場所が無いと思っている。非常に長期間の事業となっているので、先ほどの整備区域も合わせて、全体的にどのように考えていくかということは十分議論していきたいと考えている。

委員： 宝が池公園周辺の迷惑駐車等が、計画を作成する支障となっていることはないかな。

京都市： スポーツ広場は、文化市民局が指定管理者により維持管理をしているが、有料駐車場を設けているので、不法駐車等は減ってきている。将来的にスポーツ施設を整備していく時にも、駐車場を含めて考えていかなければならないと思っている。

ただ、地下鉄の松ヶ崎駅が近くにあるので、観戦者の方は公共交通機関を使って欲しいと思っている。地下鉄の国際会館駅も近くにあるので、宝が池公園を利用する方には、公共交通機関を使って欲しいと思っている。

委員： 事業採択年度が昭和49年度で、完成予定年度が平成34年度となっている。事業採択当初に計画していたことが、これからのニーズと合うのか。

京都市： 昭和49年度から順番に整備を進め、妙法の「法」という漢字のところで最後に整備していこうと思っている。宝が池全体は樹林地が相当占めているので、用地買収をして新たな開発というのはないかと思う。ニーズと言っても、開発することについて、市民の理解が得られないことは、十分理解している。

委員： 道路では用地が全て買収できないと事業が止まってしまうが、本事業は用地が準備できた場所から順次、事業を進めていくことができるということか。

京都市： そうである。ただ、本事業も都市計画事業であり、その点に関しては、あまり道路と変わらないと思っている。

委員： 道路は、全て完成しないと使用することができないが、本事業については、部分的であっても市民が利用することができれば、ある程度の便益が発生していると理解してよいかな。

京都市： そうである。

・河川事業「8 旧安祥寺川」

委員： 調書に「度重なる浸水被害を解消すべく」と書かれているが、その割には進捗状況が平成22年度末で20%となっている。進捗率が上がらないのはなぜか。

京都市： 建設局の事業費の中で、河川事業費はそれほど多くなく、他の河川を優先して進めていたのが実情である。JRとの協議も難航していたが、浸水被害が発生し、事業が進み出した状況である。

委員： 河川を付け替えることになるのか。

京都市： 現在の河川と新しく整備した河川の両方を使う予定である。ただ、現在の河川は断面がそれほど大きくないので、主たる河川は新しく整備した河川になる。

委員： 合流部より下流の河川は、断面を大きくしなくてもよいのか。

京都市： 旧安祥寺川については、下流から京都府が改修しており、合流部まで計画通り進んできている。その上流を本市で整備を行うが、計画は整合しており、断面が不足するということはない。

委員： 最近、ゲリラ豪雨と言われる局地的な豪雨が都市の河川や水路で発生し、様々な問題を起こしているが、この計画はゲリラ豪雨が問題となる以前の計画か。ゲリラ豪雨に耐えられるのか。

京都市： 1時間も経過しない間に100mm近く降るような雨については想定できていないというのが実情である。ただ、この河川は10年に1度の大雨に対応した改修の規模になっている。

委員： 本事業はB/Cが大きいので、平成30年度の完成予定に向け、財政状況は厳しいが、頑張って事業を進めて欲しい。シールド工法による新設水路トンネルの部分の整備はこれからか。

京都市： そうである。現在は、三条通からの工事用車両の進入路となっている。

・河川事業「9 新川」

委員： どのような浸水被害が発生しているのか。

京都市： 近年、阪急桂駅の東口付近で、路面冠水、床下浸水、床上浸水が起こっている。

委員： 堤防が破堤したのではなく、市街地に降った雨が行き場を失って溢れてくる内水の問題である。この問題に対しては、日本全国で気が遠くなるような事業量が残っており、ゲリラ豪雨が発生すると、浸水被害の危険性が出てくることになる。

・河川事業「5 西羽束師川支川改修工事」

<質疑応答なし>

・河川事業「6 西高瀬川（有栖川工区）」

委員： 河川事業の進捗が遅いのはなぜか。河川事業が進む場合と進まない場合の基準はあるのか。

京都市： 道路事業や街路事業では、都市計画決定した場合、事業認可の手続きを踏んで、最後には収用という形で何とか用地を取得することができる。一般的に、河川事業は都市計画決定をしておらず、用地買収については協力をお願いする形になるので、協力が得られない場合、事業が進捗しないことになる。また、道路の場合は、自分の土地の一部を出して道路が完成すると、残っている自分の土地は価値が上がるので、協力が得られやすいが、河川の場合は、

完成しても土地の価値は上がらないので、協力が得られにくく、用地買収が進みにくい状況である。

また、河川事業の進み具合については、厳しい財政状況の中、限られた予算を「選択と集中」により、各河川に割り当てており、一定の事業効果が得られた河川については、「選択と集中」から外れ、小休止状態になっている。

委員： 「平成23年度以降の取組」の「事業効果」に「概ね50年に1度の大雨に対して安全」とあり、先ほどの河川事業でも「概ね10年に1度の大雨に対して安全」ということであつたが、このような表現は「それに対処すればそれでいい」と解釈されるのではないか。

京都市： 河川の改修をどのように考えるかについては、色々な議論があると思うが、地震の対応と似たようなところがあると思っている。相手が自然なので、100%の対応をどこまでするかという議論になると思う。現在、本市では10河川で事業を行っているが、「10年に1度の大雨」から「50年に1度の大雨」の幅の中で、河川の流域や位置付けで、多少の差を設け、その雨の規模に対応できるよう河川を改修している。それを上回るような雨が降った場合や、昨今のようなゲリラ豪雨に対しては、ソフト的な対応策との兼ね合いをどうしていくのかということになるが、本市の河川事業については、「10年から50年に1度の大雨」という考え方に基づいて計画を立て対応している。

委員： ハードでは全てを防ぎ切れないということである。内水の問題については、住民の皆様にも努力してもらわなければならない点がある。

・土地区画整理事業「8 伏見西部第四地区」

委員： 土地区画整理事業後の土地利用目的はどうなっているのか。

京都市： 京都守口線より東側の地区は工業系の建物を優先し、西側の地区は住居系で再整備することで、適正な宅地構成にすることが目的である。

委員： 「平成22年度の取組」に「事業計画及び実施計画の変更」とあるが、計画段階の話になるのか。

京都市： 今回、変更したのは京都守口線よりも西側の地区である。変更前の計画では、道路が縦横に整理された整備計画であつたが、相当数の建物移転が必要であり、地元からも「事業が非常に長期化するのではないか」という意見もあつた。事業の長期化に対処するため、都市計画道路を中心に見直しを行い、既存道路についても可能な限り現状を維持する形で変更を行った。このことについては、土地区画整理運用指針で「柔軟な土地区画整理が望ましい」とあることや、過去の再評価委員会で「もう少し柔軟な見直しをしたらどうか」という意見もあり、平成18年度から見直しを行っている。

委員： 見直し後の計画に沿って、用地買収等がこれから始まるのか。

京都市： 土地区画整理については、土地の組み換えを行い、地区内の方から土地を少しずつ提供してもらい、公共用地を生み出しているのので、用地買収は行わない。

委員： 道路を拡幅する部分の土地は、全て提供してもらえる見込みなのか。

京都市： 道路を拡幅する部分の土地については、土地の宅地割りをやり直し、地区内の方から提供してもらった土地を上手く利用することで、道路の拡幅部分に充てる形になる。

委員： 変更された計画に沿って事業を進めていけば、実行の可能性は100%担保されているということか。

京都市： 変更前の計画も実行できない訳ではないが、事業完了まで時間が掛かるので、工期を短縮するため、計画を変更している。新たな計画に基づいた土地

の宅地割りを今年の２月に全地権者に縦覧し、意見を取りまとめて計画を確定しようとしているところである。

委員： 変更計画が確定するのはこれからか。

京都市： 今年の９月に変更計画を確定させたいと考えている。

委員： 変更した計画で事業が順調に進むと、完成予定年度の平成４３年度は前倒しになるのか。

京都市： １００ｈａ以上の大規模な土地区画整理事業であり、残事業についても移転戸数が１００軒以上あるので、換地処分まで含めると、あと２０年ぐらい掛かる予定である。もちろん、事業の早期完了に向け努力していく。

委員： 住民の方にとって、生活道路が利用できない等の支障はないのか。

京都市： 住民の方にできるだけ影響が無いような形で計画の見直しを行っている。

委員： 土地区画整理の目的は、道路の拡幅や公園の整備になるのか。

京都市： 大きな目的としては、道路や公園等の公共用地を増やし、整備を行うことが挙げられる。洛水中学校、洛水高校、横大路小学校の再整備も行う予定である。現在、横大路小学校は運動場が離れた場所にあるので、本事業で基盤整備をした後、教育委員会が学校を総合整備する予定である。学校を幹線道路で結び、通学路等に安全に歩くことができる歩道を整備して行くことも目的の１つとして検討している。

・下水道事業「１１ 鳥羽処理区下水高度処理施設整備事業」

・下水道事業「１３ 伏見処理区下水高度処理施設整備事業」

・下水道事業「１４ 山科処理区下水高度処理施設整備事業」

委員： すべての事業で大阪湾との関係が示されているが、国及び府の見直し作業の中で放流水質の基準が厳しくなると、処理費用が増加し、当初に予定していた事業費よりも増えるのか。

京都市： 処理費用は増加する。下水を整備するにつれて、淀川や大阪湾の水環境は改善されてきたが、まだ大阪湾では富栄養化が収まらない現状を受け、淀川や大阪湾の流域別下水道整備総合計画が見直され、平成３２年度まで延伸となり、より高度な下水処理を構築していくことになった。

委員： 何をもってこの事業が終わると見なすのか。

京都市： 基本的には高度処理能力を全うするということである。

委員： 予算によって事業の進捗が左右するということか。

京都市： 法定耐用年数を経過した施設に、高度処理を付加して更新を行う必要があるので、適正な時期に適正な予算が確保できれば、事業は進捗する。法定耐用年数を経過した施設の更新の時期で、予算が確保できれば、それを順次、高度処理事業に割り当てて、事業を進めていく形となる。

委員： 流域の関係自治体は同じ基準になっているのか。

京都市： 基本的には閉鎖性水域、例えば大阪湾、伊勢湾、東京湾ごとに高度処理計画があり、関係団体がその計画で決められた数字に向かって努力している。

委員： 京都市独自の基準を設けることはできないということか。

京都市： 国の基準値以上であれば設定することは可能であるが、費用も掛かるので、国の基準を全うしようとしているのが現状である。

委員： 下水高度処理施設整備事業の事業採択年度はそれぞれ異なっているが、完成予定年度は平成３７年度で統一されている。各事業の関連性について教えて欲しい。

京都市： 完成年度については、流域別下水道整備総合計画に定められている平成３７年度で決定されているが、事業採択年度については、各処理場の計画を策定した時期が、それぞれ異なったため、同じ年度に事業を採択することができ

ず、各処理場によって異なっている。

各事業の関連性については、窒素とリンを除去する方法について、様々な方法がある中、地域に適した統一の方法で計画しようとしている。

・下水道事業「１５ 新川排水区浸水対策事業」

・下水道事業「１８ 伏見大手筋地域合流式下水道改善対策事業」

委員： 雨水調整地とはどのようなものか。

京都市： 自衛隊の土地を永久占用した地下構造物で、戦車が乗っても耐えられる構造物である。自衛隊の土地の周囲に水路があるため、雨水を一時的に貯留する施設の工事を施工中である。平成２３年度末に完成を予定している。

委員： 京都市では他の地区にも雨水調整地があるのか。

京都市： 京都市立蜂ヶ岡中学校の校庭の地下に、雨水を一時的に貯留できる施設がある。

・住宅地区改良事業「２０ 崇仁北部第四地区」

委員： 不良住宅を取り壊して新しい住宅を１１０戸作っているが、入居する見込みはどうか。

土地区画整理事業と合わせて事業を進めて行くということだが、完成予定年度も変わってくるのではないか。

京都市： まず、改良住宅の建設については、元々、建設戸数２９７戸を予定しており、そのうち１１０戸が完成しているという状況である。人口が流出している状況を踏まえると、改良住宅の戸数はそれほど要らないと予測している。今年度、基本計画を検討しており、改良住宅を約５０戸建設すれば、住宅としての事業は終わることができるのではないかという状況になっている。土地区画整理を導入することで土地の整理を行い、新たに活用できる土地を生み出していこうと考えている。

昨年の７月に将来ビジョン検討委員会からの報告で、改良事業での事業を第１ステージ、それより後の京都のまちづくりに資するような新たな展開を第２ステージのまちづくりという形で位置付けられており、改良事業だけではできなかった部分について、新たな展開をしていこうという状況である。現時点で完成予定年度は平成２３年度となっているが、土地区画整理との合併施行も含めて、完成予定年度を延長していかなければならない状況である。

委員： 土地区画整理事業になると、用途について非常に制約が出てくると思うが、地元の合意は得られているのか。建物を集約して整理すると空地ができると思うが、その空地利用についてはどうか。

京都市： 将来ビジョン検討委員会の中で色々と議論されたところである。ただ、改良事業を早く終了させることと、現在の土地を集約して新たに活用できるようにするということから、土地区画整理の手法は非常に有効ではないかと考えている。これは学識経験者の方も含めて議論した中での結論である。

第２ステージのまちづくり、これまでとは全く違うイメージの新たなまちづくりについては、将来ビジョン検討委員会の中でも様々な意見が出た。第２ステージのまちづくりについては、地元の方や周辺を含めた住民の方、あるいは京都市民の方々それぞれの意見を聞きながら、学識経験者の方も含めて一定の整理ができた段階で、再度考えていくべきだろうということになっている。

・住宅市街地総合整備事業「９ 東九条地区」

委員： この地域の中に学校の統廃合は入っていないのか。

京都市： 入っていない。統廃合される学校は、この地域の少し西側になる。

委 員： 更新住宅の合築整備で住宅と福祉関係の施設が入るのか。

京都市： そうである。地域の集会所，地域・多文化交流ネットワークサロン，「希望の家」の三施設を合築している。この地域施設については，保健福祉局が所管して運営を行い，「希望の家」は児童館等を運営する民設民営の施設である。

